Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ
MUFG
MAY 27TH 2009
BTMU CHINA WEEKLY
発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 海外業務支援室
編集：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW：中国企業再編税制の新規定（前編）

2009 年 4 月 30 日付通達（財税（2009）59 号）にて企業再編に関する新たな規定が公布・施行されました。企業所得税法実施条例第 75 条「国務院財政、税務主管部門が別途規定する他、企業の再編過程において、取引発生時に関連資産の譲渡所得或いは損失が確認された場合、関連資産は取引価格に応じて税額算定基準を新たに確定する」を補完するものとして注目されます。

本通達でいう企業再編とは、法人の法的形式の変更、債務免除/デッド・エクイティ・スワップ、持分譲渡、資産（営業）譲渡、合併、分割など企業の日常経営活動以外の法的及び実質的な枠組みの重大な変更を指します。
企業再編税制は、原則的取扱いとしての「一般処理」とそれ以外の「特別処理」に分かれます。

区分	対価	想定される状況	税務処理
一般処理	金銭等交付	第三者との企業再編	時価評価、清算等
特別処理	持分交付	グループ内組織再編	簿価引継ぎ、課税の繰延べ等

上記は両規定の特徴を大まかに分類したもので、特別処理は中国における「適格組織再編税制」ということができるでしょう。
ここでいう持分の交付には、自社だけでなく自社の支配する子会社の持分を含みます。金銭等（非持分）交付は、自社の現金、銀行預金、売掛金、一般有価証券、在庫、固定資産、その他資産及び債務引受等を対価とするものです。

以下ではまず企業再編税制の一般処理を、外国投資者に関係する規定を中心に説明します。

法人の法的形式の変更

企業名称、登録住所、企業類型の変更では企業所得税の課税計算上の前提条件（繰越欠損金、税優遇及び納税義務）に変わりはないものの、優遇地域から一般地域への移転、生産型企業からそれ以外の企業類型への変更など、優遇付与の前提条件に及ぶ場合には優遇取消等の課税要件が生じます。

債務免除の一般規定

債務免除は、債務者に財務的に困難な状況が生じている下で、債権者と債務者との協議、裁判所の裁定等に基づき、当該債務を免除するものです。
債務免除は手許現金預金の不足する中で、在庫、固定資産等の非貨幣性資産による弁済を伴うことが一般であり、当規定でも「弁済に充当される非貨幣性資産の評価と債務の弁済は区分して損益を認識すること」とされます。

（表 1）

債権者 B/S

債権	200

債務者 B/S

固定資産	100
資産価値増分	50
債務	200
資産評価益	50

固定資産	150	債権	200
債権放棄損	① 50		

固定資産	50	資産評価益	② 50
債務	200	債務免除益	② 50
		固定資産	150

（表1）は債権者、債務者それぞれの債務免除前の貸借対照表と債権放棄、債務免除の仕訳を表したものです。固定資産は簿価 100 に対して時価 150 と 50 の評価益があることを前提とします。両者の損益を合算（①＋②）すると 50 となり、弁済に充当される資産の評価益相当だけ課税所得が生じますが、債権者の固定資産償却を通じて損金化されますので償却満了後の合算課税所得はゼロとなります。

デッド・エクイティ・スワップの一般規定

債務の資本組入れ（デッド・エクイティ・スワップ）では「債務免除取引と資本取引の二つを区分し、債務免除取引から生じる損益を認識すること」とされます。

（表 2）

債権者 B/S

債権	200

債務者 B/S

固定資産	100
欠損金	100
債務	200

債権放棄損	100	債権	100
投資	100	債権	100

債務	100	債務免除益	100
債務	100	資本金	100

（表 2）は、単純化のために当初の資本金勘定はゼロ、債務超過の状況を想定しています。上段の仕訳は、欠損金を解消するために債権者、債務者それぞれ債権放棄、債務免除取引を仕訳したもので、債権者の債権は投資勘定（100）に振替えられ、債務者側では欠損金がゼロとなり、資本金（100）が計上されます。

持分譲渡の一般規定

第三者間での取引を想定し、譲渡対象法人は時価評価されることが前提です。譲渡対象法人の投資者（譲渡者）は当該持分の公正価値評価額を譲渡収入とし、取得価額との差額を譲渡損益と認識します。譲渡対象法人自身では、資産・負債の時価評価をする必要はなく、課税関係は生じません。譲受者は、支払対価の額を以って譲渡対象法人の投資勘定を計上し、課税関係は生じません。（表 3）は対象法人の財務状況と各当事者の税務上の仕訳処理をまとめたものです。

（表 3）

譲渡対象法人 B/S

資産	150	負債	100
		資本	50
評価価値増分	50		

譲渡者（対象法人出資者）	現金預金	100	投資	50
			譲渡益	50
譲受者	投資	100	現金預金	100
譲渡対象法人	（仕訳なし）			

資産（営業）譲渡の一般規定

資産（営業）譲渡でも対象資産・負債は公正価値で評価されることを前提とし、譲渡側で損益を認識するところは同様ですが、この場合の譲渡損益は譲渡対象法人自身で認識されます。
譲受者は、各資産・負債を公正価値で帳簿に計上し、課税関係は生じません。
対象法人出資者は取引の当事者ではありませんので、当該資産譲渡での税務処理には無関係ですが、資産譲渡のあとに対象法人の清算を行う場合には、譲渡後の純資産額が投資額（資本金の額等）を超過する部分について清算所得が生じます。（表 4）は資産譲渡における対象法人の財務状況と各当事者の税務上の仕訳処理をまとめたものです。

（表 4）

譲渡対象法人 B/S

資産	150	負債	100
		資本	50
評価価値増分	50		

対象法人出資者	（仕訳なし）			
譲受者	資産	200	負債	100
			現金預金	100
譲渡対象法人	現金預金	100	資産	150
	負債	100	譲渡益	50

合併の一般規定

存続法人は時価により消滅法人の各資産と負債を引継ぐことを原則とし、合併行為自体に対する課税関係は生じません。消滅法人及びその出資者は消滅法人を清算したものとして所得税額を計算し、納税します。

（表 5）

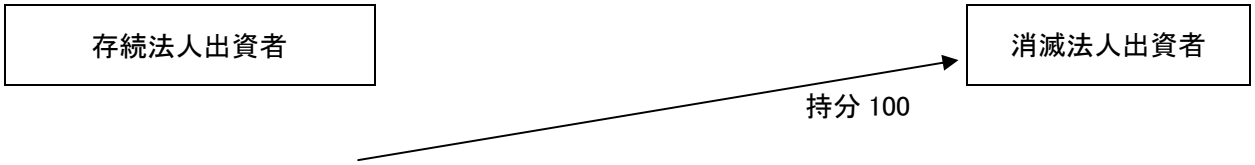

存続法人 B/S

資産	150	負債	100
		資本	50

消滅法人 B/S

資産	150	負債	100
		資本	50
資産評価増分	50	資産評価益	50

合併後 B/S

資産	350	負債	200
		資本	150

存続法人	資産	200	負債	100
			資本金	100
消滅法人	資産	50	評価益	50
	負債	100	資産	200
	資本金	50		
	未処分利益	50		
消滅法人出資者	投資（新）	100	投資(旧)	50
			清算益	50
	所得税(中国)	12.5	現預金	12.5

(表 5)では、消滅法人出資者が日本法人であり、存続法人の持分の交付を以って対価の支払を受ける非適格合併を想定します。存続法人は時価を以って消滅法人の資産・負債を評価し、消滅法人出資者に持分を交付します。
次に消滅法人は清算と同様の処理となりますので、資産評価益(50)は清算所得となり企業所得税(50×25%=12.5)が課されます。資産・負債は全て存続法人に引継がれることを前提としていますので、当該企業所得税の納税は、消滅法人出資者が消滅法人の納税専用口座に送金することになるでしょう。
消滅法人出資者は、消滅法人の持分に換えて存続法人の持分の割当てを受け、新旧持分の差額を清算益として認識します。前述の中国における所得税の負担を清算益と相殺した純額（37.5）は消滅法人の清算により出資者に支払われた清算分配金に相当しますので、中国において配当源泉納税（37.5×10%＝3.75）の納税が別途必要となるでしょう。なお、消滅法人に欠損金が生じている場合の合併において、税務上、当該欠損金を存続法人に引継計算することはできません。

分割の一般規定

本規定では、ある法人（分割法人）がその一部或いは全部の資産を分割して既存の或いは新設法人（継承/新設法人）に譲渡し、**分割法人出資者**が継承/新設法人の持分の交付或いは金銭等の対価の支払を受ける行為を分割と定義します。中国語では日本の法律用語でいう「分割法人」を『被分割企業』、「継承/新設法人」を『分割企業』と記しますが、ここでは日本の会社法、税法の用語に従い解説します。
承継/新設法人では、時価により資産・負債の額を評価し、その対価として持分或いは金銭等を分割法人出資者に交付します。
分割法人は分割対象の資産等を時価により譲渡したとみなして、譲渡利益または損失を計上します。
分割法人が存続する場合の分割法人出資者は、旧持分を時価により譲渡して分割対価（新持分・金銭等）の交付を受けたと考え、みなし配当を認識します。一方、分割後に分割法人を清算する場合の分割法人出資者は、清算分配金を受取ることになります。

（表 6）

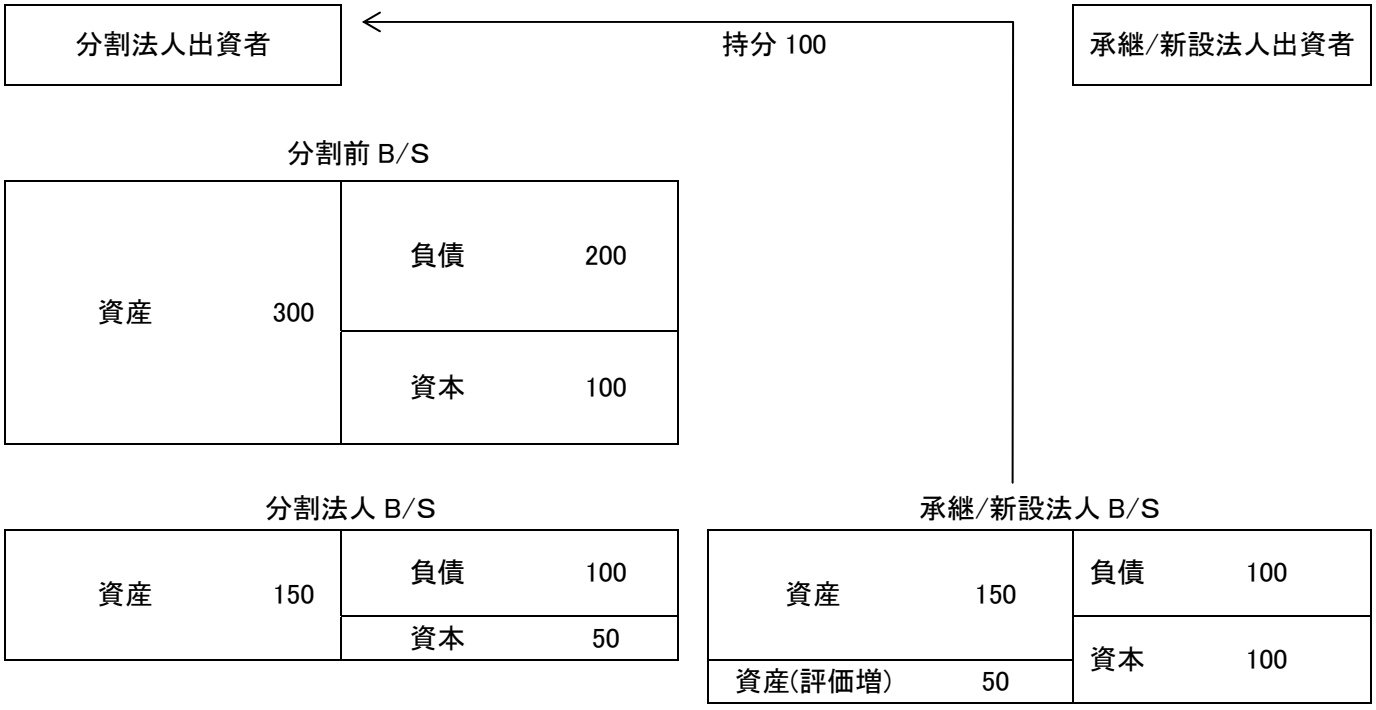

承継/新設法人	資産	200	負債	100
			資本金	100
分割法人	資産	50	評価益	50
	負債	100	資産	200
	資本	50		
	未処分利益	50		
	所得税	12.5	現預金	12.5
分割法人出資者	投資（新）	100	投資(旧)	50
			みなし配当	50
	（ 所得税(中国)	5／3.75	現預金	5／3.75 ）

(表 6)は、分割法人が分割後も存続、分割法人出資者が日本法人であり、承継/新設法人の持分を以って対価の支払を受ける非適格分割を想定します。
承継/新設法人は時価で資産、負債を認識し、持分を分割法人出資者に交付します。
次に分割法人では認識した資産評価益(50)が課税所得となり、企業所得税(50×25%=12.5)が課されます。分割対象資産・負債は時価で承継/新設法人に引継がれることを前提としていますので、当該企業所得税の納税は、分割法人に残された現預金から支払われることになります。
分割法人出資者は、分割法人の持分に換えて継承/新設法人の持分の割当てを受け、新旧持分の差額をみなし配当(50)として認識します。中国での配当課税源泉税の算定基礎を、当該みなし配当の額(50)とするのか、分割法人の所得税の負担(12.5)を控除した純額(37.5)とするかが規定上明確でないため、ここでは配当源泉税(日中租税条約に基づき税率10%)の額を二通り(5または3.75)記載しています。
また、当該源泉税は、実際には分割法人の納税専用口座から支払われることになるでしょう。なお、分割法人に欠損金が生じている場合の分割において、税務上、当該欠損金の一部を承継/新設法人に引継計算することはできません。

NERA エコノミックコンサルティング
中国総代表 鈴木康伸（公認会計士）

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆内需拡大を促進 自動車・家電の買い替えに補助金:温家宝首相は 19 日、国務院の常務会議で、自動車と家電製品の買い替えに補助金を支給する新たな消費刺激策の実施を決定した。これまで「自動車・オートバイ下郷」、「家電下郷」など農民に対する自動車、家電製品の購入への補助金支給政策が一定の効果を上げた為、同政策を全国に広げることで、内需の更なる拡大を狙うと共に、資源利用の効率化や環境汚染の削減も促すとしている。自動車の買い替えについては、予算を当初の 10 億元から 50 億元に大きく引き上げるほか、補助金支給の対象車種の範囲も拡大し、支給の上限を購入税と同額とした。家電の買い替えについては、20 億元の予算を割り当て、北京市、上海市、天津市、江蘇省、広東省等の 9 地域で試験的に実施。対象となる製品はテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンの 5 種類で、購入価格の 10%を補助金として支給するという。

【産業】

◆省エネ製品の普及へ政府が補助:財政部と国家発展改革委員会は 20 日、「省エネ製品の普及を推進するプロジェクトに関わる通知」を公布、一定基準を満たした省エネ製品を製造・販売する企業に補助金を支給することを発表した。同プロジェクトを通じて、年間 4,000～5,000 億元の需要創出、省エネ製品の市場シェアを 30%以上に引き上げること、CO_2排出量の 7,500 万トン削減等を目指すという。対象製品はエアコン、冷蔵庫、フラットテレビ、洗濯機など家電を中心とする 10 種類に限定し、製品別の実施細則が別途発表される予定。同日、第一弾としてエアコンに関する細則が発表された。対象となるエアコンは中国のエネルギー効率が 2 級以上、期間消費電力量が 1 万 4,000 ワット以下の室内型で、補助金額は 1 台当たり最高 850 元。但し、「家電下郷」など他の補助金を受けている場合、省エネ補助の対象外となる。

【金融・為替】

◆「国内機関の国外直接投資管理規定」意見聴取稿を発表:国家外貨管理局は18日、「国内機関の国外直接投資管理規定」の意見稿を発表し、6月19日まで一般から意見を聴取する。国外投資の原資を従来の外貨自己資金から、国内外貨借入金、人民元の外貨転資金等に拡大するほか、投資資金の国外送金については、外貨管理局の事前審査・認可制度から登記制度に変更する。国内企業をこれ迄の生産型企業から資本輸出型企業へ転換することで国際競争力を強化すべく、対外投資に関わる外為管理規定の緩和、関連手続きの簡素化により、国外投資を促進する狙いとしている。

◆国務院 香港系外資銀行に対し香港における人民元債券発行を承認:国務院は先般、東亜銀行、香港上海銀行(HSBC)の2行の中国現法に対し、香港における人民元建て債券の発行を承認した。2007年に香港における中国国内金融機関による人民元建て債券発行が解禁されて以降、債券発行を承認されたのは中国銀行、建設銀行等の中資銀行5行に限られていたが、今回初の外銀として2行が承認された。これまで、外銀中国現法の人民元資金調達は主に預金とインターバンク調達に依存していたが、香港での人民元債券発行が実現すれば資金調達ルートが拡大され、将来的に香港における人民元オフショア市場の創設、人民元の国際化の促進にも繋がると見られている。

人民元の動き

日付	USD				JPY (100JPY)		HKD		EUR		金利	上海A株	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	(1wk)	指数	前日比
2009.5.18	6.8260	6.8260～6.8273	6.8270	0.0012	7.1605	-0.0145	0.8806	-0.0001	9.1825	-0.0830	0.9500	2784.59	7.83
2009.5.19	6.8260	6.8244～6.8270	6.8246	-0.0024	7.0847	-0.0758	0.8804	-0.0002	9.3008	0.1183	0.9600	2809.66	25.07
2009.5.20	6.8243	6.8241～6.8254	6.8250	0.0004	7.1093	0.0246	0.8803	-0.0001	9.3107	0.0099	0.9700	2782.98	-26.68
2009.5.21	6.8240	6.8237～6.8250	6.8247	-0.0003	7.2237	0.1144	0.8803	-0.0000	9.4201	0.1094	0.9600	2740.14	-42.84
2009.5.22	6.8237	6.8231～6.8252	6.8232	-0.0014	7.2462	0.1615	0.8803	-0.0001	9.5220	0.2212	0.9500	2726.38	-13.76

RMB レビュー&アウトルック

今週の人民元は、前週末比小幅安となる 6.8260 で寄り付いた後、材料に乏しく、4 月下旬以来形成している 6.82 台のレンジ内での小幅な値動きとなった。対主要通貨におけるドル売り地合から、人民元も来週は対ドルでの上昇圧力が強まる展開が予想されるが、外需の本格回復が見えない中では相場の安定推移を志向する当局の意向から、6.82 丁度近辺が高値として意識されよう。今週商務省は中国企業に対し対外投資促進を要請すると共に、外貨管理局からも海外投資認可手続きの緩和が発表されている。世界的な資源価格の下落や株価下落により一旦落ち着いていた中国企業による対外投資が今後活発化する場合は、人民元の売り圧力にもなりうる点には注意が必要だろう。(5 月 22 日作成)

(市場営業部 為替営業推進ｸﾞﾙｰﾌﾟ ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ営業ﾗｲﾝ)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。